

労働者（労働組合）の立場から



郷野 晶子*

こんにちは。本日は貴重な機会をいただきありがとうございます。ご紹介いただいた郷野です。UA ゼンセンの参与で、インダストリアル（IndustriALL）の日本加盟協の事務局長でもあります。今日のシンポジウムは衣料産業がテーマですので、インダストリオールの立場でお話をさせていただきます。

インダストリオールの取組み

インダストリアル・グローバルユニオンとは、製造業の労働組合を代表する国際産業別組織です。人権や労働組合の諸権利の保護・確立、賃金・労働条件の改善のために、世界の製造業に関わる労働者の連帯活動を推進する国際労働団体です。製造・エネルギー・鉱山部門で働く世界 140 各国、600 組合、5000 万人の労働者を組織しておりまして、本部はスイスのジュネーブにあります（図 1）。

インダストリオールの COVID-19 を受けた対応の前提として、もともとインダストリアルはサプライチェーンに対する取組みを行っていました。それは「グローバル資本への対抗」というのがインダストリオールの目標のひとつだからです。具体的には、たとえば「多国籍企業のグローバ

図 1 インダストリアル・グローバルユニオン



2016 年 10 月第 2 回世界大会（ブラジル・リオデジャネイロ）、バングラデシュ衣料労働者の問題等を議論。

* 郷野晶子（ごうの・あきこ） UA ゼンセン参与／インダストリアル・グローバルユニオン日本加盟組織協議会事務局長。1981 年 4 月ゼンセン同盟入局，1998 年 11 月 TWARO（国際繊維被服皮革労組同盟アジア太平洋地域組織）書記長，1999 年 9 月ゼンセン同盟国際局長，2012 年 6 月インダストリアル執行委員代理，2017 年 1 月 ILO 理事。

図2 縫製工場の例 ©ILO



ル事業とサプライチェーン全体で労働者を組織化して、労働者の賃金・労働条件に対して当該企業に責任を負わせる」「グローバル労働組合委員会・ネットワークに使用者の承認を要求する」ことなどが挙げられます。また、「強力で効果的なグローバル枠組み協定（GFA）を締結し、既存のGFAを改善する」などが挙げられます。GFAという言葉は、皆さんあまりなじみはないのかもしれませんが、多国籍企業とインダストリアルのような国際産業別組織が以下の目的をもって締結する協定を意味します。繊維産業では7つのGFAを締結しており、日本ではミズノさんが結んでいます。協定を結ぶことによって、①サプライヤー・下請け業者に対してGFAと同じ基準の順守を求める、②反組合同的な活動を行わないということを表明する、③問題が起きたときにはGFA実施メカニズムの設置（特に苦情処理メカニズム）を通してグローバルユニオンと組合と企業が一緒になって解決する、ということが行われます。インダストリアルとして国際的に組織化を推進するためにGFAの締結及び実施を推進しています。

COVID-19の衣料労働者への影響

COVID-19の衣料労働者への影響については、先ほど伊澤さんからもご報告をいただきましたが、特に現場では悲鳴が上がっています。衣料産業の労働者は、COVID-19以前から厳しい状況に置かれており、現代でも賃金水準は基本的には最低賃金に張り付いている状況です。つまり、最低賃金イコール賃金というのが大方の衣料産業の状況であり、賃金が10%減っただけで本当に食べていけなくなります（図2）。

たとえばバングラデシュですと、月に労働者の賃金がだいたい95ドル。カンボジアですと、来年から月に192ドル。ミャンマーでは1万1500円ぐらいでしょうか。これはまったく十分な賃金ではありません。そういった状況下で、COVID-19で失業したり、生産が減ったりすることによって、収入が減ると、労働者にとってものすごく大きなダメージになるというのは簡単に想像ができると思います。

2020年7月24日付の読売新聞によると、バングラデシュでは、複数の企業が4月に英アパレル

大手から約 8.8 億円相当の注文をキャンセルされ、賃金支払いが不能になり、400 万人が失業したとあります。カンボジアでは 400 の工場が操業停止になり、衣料労働者ら 15 万人が失業しました。ミャンマーでも 3 万人以上が失業したといえます。すべての企業が取引先にきちっと対応しているということではないので、注文の取り消しで、失業者が溢れました。カンボジアの組合情報では、11 月現在で失業者は 10 万人と聞いており、7 月からは少し良くなっているかもしれませんが、失業者が多いことには変わりありません。またたとえば、工場の労働者を削減するときに、組合員または組合の役員を中心に削減する場合もあり、それが組合つぶしであるという証明も非常に難しく、組合活動にとっても厳しい状況になっています。

社会対話に基づく前向きな取組み

ただ、こういった状況のなかでも前向きな取組みがあります。インドネシアは、2020 年 5 月時点で、COVID-19 により 80% の繊維企業が操業を停止し、13 万人労働者に影響を与えていました。そんななかで、先ほどから社会対話の重要性が指摘されていますが、労使が共同声明を出したのです。2020 年 8 月 6 日、繊維労組、経営者協会、繊維協会、履物協会が Joint Commitment に署名して、労使が共同で政策を出したり、政府に働きかけをしようという動きが出ました。これは非常に歓迎すべきことだと思っております。

署名の目的は、輸出中心の繊維や履物の業界において、安全衛生を確保し、事業の持続可能性を保持して、労働者の福祉を守ることです。この署名によって労使の合意を世間に知らせ、パンデミックの影響を最小限に食い止め、事業、雇用、労働者と経営者の利益を維持し、政府と業界の支援政策を協議していくという目的がありました。

もうひとつの事例として、Inditex⁽¹⁾ という企業は、一歩踏み込んで、インダストリアルと共同声明を出しました。2020 年 8 月 4 日の共同声明で、内容としては「COVID-19 による危機のなかで、世界の衣料産業の回復を支援するために Inditex と IndustriALL はこれまでに長期間にわたる協力を強化する」というものです。これも非常に大きなことだと思っております。具体的には、① サプライチェーンにおける結社の自由及び団体交渉権を効果的な方法で尊重するようにする。② 紛争解決するための主な手段として情報を共有し、協議及び交渉し社会対話を推進する。③ COVID-19 の影響を少なくするような方策を取り、責任ある購買慣行を継続する。これにより、すべてのサプライヤーが社会的責任を遂行できるようにする。④ Inditex のサプライチェーンにおける安全衛生を確保するといった内容となっています。

私どもとして一番大きいと思っているのは、「責任ある購買慣行を継続する」という項目です。サプライチェーンの工場の現場で、経営者と大手の製造メーカーとの協議を傍聴する場面があったのですが、現場の工場主は、注文の継続を確約してくれるのか何回も聞いていました。組合にとっては雇用が大事なのですが、経営者にとっては安定的な注文が死活問題になるということ、現場でも感じたところです。このあたりを発注元の製造メーカーが責任をもって安定的な発注ということに取り組んでくれると、非常にありがたいと思っております。

(1) スペインのアパレルメーカー。子会社に ZARA (ザラ) がある。

インダストリアルズの衣料産業部門における COVID-19 下での活動

冒頭にグローバル枠組み協定（GFA）のご紹介をしましたが、COVID-19 で労使紛争が増えています。GFA を用いた労使紛争の解決の事例としては、たとえば Inditex の事例があります。Inditex はサプライヤーと GFA を結んでいたのですが、ルーマニアのサプライヤーで賃金半額払い問題が生まれました。GFA を締結していたのでその問題は Inditex に提起され、その後、ルーマニアのサプライヤー企業と組合との間で合意が成立しました。Inditex が間に入って労使の合意を成立させたのです。

また、GFA を結んでいない場合でも、発注元企業が社会的責任を重視して労使紛争を解決した事例もあります。たとえばバングラデシュでは衣料品の有名ブランドのサプライヤーである企業がたくさんあるのですが、組合活動に参加した 12 名を解雇した事件がありました。その企業に発注するブランドもかなり社会的責任を意識して、組合活動に参加して解雇された人たちの復職についてブランドも入って交渉した結果、全員の復職が叶ったという例もあります。

インダストリアルズとしても、Call to Action に参加して、呼びかけています。またそれ以外にも、あまり社会的責任に注意を置かないブランドに対してはキャンペーンを行ったりしています。繊維衣料履物製靴産業に対する COVID-19 キャンペーンの展開としては、労働者の権利の擁護、グローバル資本への対応、組合の力の構築、持続可能な産業政策があります。

日本の組合に期待される役割

最後に、日本の組合に期待される役割を話したいと思います。組合というよりも、労使に期待される役割と言えるかもしれません。まず、日本では、サプライチェーンの工場まで責任をとるのだという認識があまり強くないように思います。そういう意味では、労使ともに、サプライチェーンの労働者に対しても完全に責任があるんだということを認識していただきたいと思っています。特に、多国籍企業の本社（日本）の組合に対しては、国内・外のサプライチェーンで働く労働者の基本的権利の擁護は、自分たちの責任であることを自覚して実践していただきたいと思います。

私のプレゼンはこれで終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。